

## オンデマンド型リスキリング促進事業 実施要領（令和8年度）

### （趣旨及び目的）

第1条 本要領は、オンライン・オンデマンドによるリスキリングの実施を支援することにより、地理的、時間的な制約を持つ求職者や県内企業従業員、さらには就職氷河期世代の求職者等の積極的な学びに応えられる環境の整備を図り、もって県内産業人材のスキルアップと就職氷河期世代の就職促進に寄与することを目的として公益財団法人ふくい産業支援センター（以下「センター」という。）が福井県から委託を受けて実施する「オンデマンド型リスキリング促進事業（以下「本事業」という。）」の実施にあたり必要な事項を定める。

### （用語の定義）

第2条 本事業において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に規定するとおりとする。

	用語	定義
(1)	オンライン学習	オンライン動画学習プラットフォーム「Udemy Business」（以下「UB」という。）をいう。
(2)	受講ライセンス	UBを受講するための権限（（公財）ふくい産業支援センター（以下「センター」という。）が契約しているものに限る。）をいう。
(3)	受講アカウント	UBを利用するための登録をいう。
(4)	学習管理システム	UBに付属する学習状況の把握、学習履歴の確認等ができるサービスをいう。
(5)	受講者	UBを受講する企業（以下「受講企業」という。）の従業員（グループ管理者を含む。）又は個人事業主、求職者、学生等をいう。
(6)	就職氷河期世代	令和8年4月1日現在において、年齢40歳以上55歳以下の者（生年月日が昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までの者）で、県内企業等に就職を希望している求職者または令和8年4月1日以降に県内企業等に就職した者のうち、リスキリング等のために本事業の受講を希望する者をいう。
(7)	総合管理者	UBの受講環境の提供、受講者の学習状況の把握その他本事業全体の管理を行うセンターの人材育成部長をいう。
(8)	グループ管理者	受講企業内において、自社の従業員又は個人事業主等に対し、UBの受講支援を行う者をいう。なお、受講者と兼ねることができることとする。

### （受講枠および受講期間）

第3条 次のとおり受講枠を設定する。

#### （1）一般枠

県内に事業所を有する企業等（法人、団体および個人）（以下「県内企業等」という。）の従業員等（代表者、役員等を含む。）または県内に居住する求職者、学生（18歳未満の者を

除く。)を対象としたもの

(2) 就職氷河期世代枠

令和8年4月1日現在において、年齢40歳以上55歳以下の者(生年月日が昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までの者)で、県内企業等に就職を希望している求職者または令和8年4月1日以降に県内企業等に就職した者のうち、リスキリング等のために本事業の受講を希望する者(18歳未満の者および上記(1)の受講者を除く。)を対象としたもの

2 受講期間は次のとおりとする。なお、受講期間開始後であっても随時、受講申込可能とするが、その場合の受講期間の始期は受講決定からとする。

(1) 一般枠

①上期：令和8年5月1日(金)12時から令和8年9月30日(水)17時まで

②下期：令和8年10月1日(木)12時から令和9年2月28日(日)17時まで

(2) 就職氷河期世代枠

令和8年5月1日(金)12時から令和9年2月28日(日)17時まで

(受講ライセンスの交付および受講ライセンス料)

第4条 受講ライセンスは、人材育成部長が交付する。

2 受講ライセンスの交付数は受講者1人につき1とする。

3 受講ライセンスの利用期間は受講期間内とし、有効期間を経過したとき自動的に失効する。

4 受講ライセンス料は次のとおりとする。なお、受講期間開始後に受講決定がされた場合であっても、受講ライセンス料は同額とする。

(1) 一般枠

上期・下期それぞれ次のとおりとする。

①一般企業・個人：10,000円/ライセンス(税込)

②女性活躍推進企業+(プラス)：8,000円/ライセンス(税込)

(2) 就職氷河期世代枠

5,000円/ライセンス(税込)

5 受講者は、センターが発行する請求書に基づき前項の受講ライセンス料を支払うものとする。原則、受講ライセンス料は前払いとし、請求書発行後20日以内に支払わなければならない。なお、請求書については原則、メールによって送付する。

6 受講ライセンスは、各期の受講期間開始以降、受講ライセンス料の支払いを確認したうえで交付する。

7 受講ライセンス料は、次条第1項に基づく取消しを受けた場合や自らの都合により受講を中止した場合等であっても返還しない。

(受講ライセンスの取消し等)

第5条 人材育成部長は、次のいずれかに該当する場合、受講ライセンスを取り消すことができる。

(1) 受講ライセンスを第三者に譲渡し、又は利用させた場合

(2) 受講ライセンスを複数の個人で共有した場合

- (3) 受講アカウントを他者に譲渡または利用させるなど、Udemy 利用規約その他 Udemy 社が提示する条件への違反が認められる場合
  - (4) 就職氷河期世代枠にあつては、第2条(6)に該当しない場合
  - (5) その他本実施要領の定める規定への違反が認められる場合
- 2 前項(4)に該当することが明らかとなった場合、福井県が受講料金残額として定めた額を福井県が請求することができる。

(総合管理者)

第6条 本事業の実施に当たっては、人材育成部長を総合管理者とする。

- 2 総合管理者は、次に掲げる事項を行うこととする。
- (1) 受講企業へのライセンスの配分に関する事。
  - (2) グループ管理者の登録に関する事。
  - (3) 受講者の学習履歴の集計等に関する事。
  - (4) その他本事業の実施にあたり必要となる事。

(グループ管理者)

第7条 本事業の実施に当たっては、受講企業内にそれぞれグループ管理者を置くこととする。

- 2 受講企業のグループ管理者は、次に掲げる事項を行うこととする。
- (1) 自社の従業員に対する受講アカウントの登録に関する事。
  - (2) 自社の従業員の学習状況の管理に関する事。
  - (3) その他自社の従業員がUBを受講するにあたり必要となる事。

(受講ライセンスの交付対象)

第8条 受講ライセンスの交付対象となる者は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 申込時において、第3条に規定する各受講枠の対象となる者であること。
  - (2) 受講者等が、受講期間を通じて、計画的にオンライン学習を受講する意欲を有していること。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと。
  - (4) 自ら又は第三者を利用して、本事業に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、若しくは信用を毀損する行為、又は法的な責任を越えた不当な要求行為、その他これらに準じる行為をしない者であること。
  - (5) 将来にわたって(3)のいずれにも該当しないこと、および(4)のいずれの行為もしないことを確約できる者であること。
- 2 受講企業等は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。
- (1) 受講者が効果的に学習できるよう、受講環境その他の配慮を行うこと。
  - (2) 受講に際し、必要となる事項(受講者の氏名、年代、メールアドレス等)をセンターが取得し、本講座の期間中においてオンライン学習動画プラットフォーム提供会社(株式会社ベネッセコーポレーション)が管理することを承諾できる事業者等であること。

- (3) 受講者の学習状況を集計し、統計的に整理した上で、センターの今後の関連施策の検討に利用することを承諾できる事業者等であること。

(対象となる学習)

第9条 本事業の対象となる受講講座は、UB上のすべての学習講座を対象とする。

- 2 受講者は受講期間中、計画的に学習を行うものとする。
- 3 受講者は、前項に加えて、次の各号に該当する学習に積極的に取り組むよう努めるものとする。
  - (1) 自社の業態転換、事業多角化及びDXの推進等、今後の事業展開に資する学習
  - (2) 受講者の業務を行う上でスキルアップやキャリアアップ等につながる知識、技術および技能習得に資する学習

※参考 企画・立案推進、マーケティング、プレゼンスキル、営業スキル、文章力、生産性向上・効率化、語学学習、DX推進、生成AI、サイバーセキュリティなど

(受講者の募集)

第10条 受講ライセンスの交付を希望する受講企業、受講者の募集に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 受講ライセンスの交付に関する募集は、センターの人材育成部で実施する。
- (2) 受講ライセンスの交付に関する応募は、センターの人材育成部あてメールまたはファックスで行うこととする。
- (3) 受講ライセンス交付を希望する企業等は、次の申請書に必要事項を記入のうえ、申請することとする。

①一般枠

ア 法人・個人事業主

「(様式第1-1号)オンライン学習サービス受講申請書(法人/個人事業主向け)」

イ 個人

「(様式第1-2号)オンライン学習サービス受講申請書(個人向け)」

②就職氷河期世代枠

「(様式第1-3号)オンライン学習サービス受講申請書(就職氷河期世代向け)」

- (4) 1企業あたりの受講ライセンスの最大交付数は「20」とし、うち1つはグループ管理者用とする。「20」を越えて交付を希望する場合は、別途、協議する。
- (5) 応募資格を有しない場合又は応募内容若しくは添付書類に不備がある場合には、受理できないことがある。
- (6) 受理した申込書類については、返却しない。
- (7) 申込に係る一切の費用は申込者自身の負担とする。
- (8) 複数の受講ライセンスの申込を行った企業は、想定アカウント数を超える申し込みがあった場合、センターにおいて調整する必要があることをあらかじめ承諾したものとみなす。

(受講者の決定)

第11条 センター人材育成部は、ライセンスの交付申請を受けた際は、申請内容が本要領に合致しているかを確認のうえ、申請企業等に受講料の請求書を発行する。

2 請求書に基づき、受講料の納付が確認でき次第、先着順に受講者を決定し、受講ライセンスを発行する。ただし、希望ライセンス数をなるべく多くの企業が受講できるよう調整を行う場合がある。

(UB の受講方法等)

第12条 総合管理者から受講ライセンスの配分を受けたグループ管理者は、受講者に対し、受講アカウントの登録を通知し、受講者は氏名、メールアドレス、パスワードを登録する。

2 グループ管理者は、割り当てられた受講ライセンス数を超えて、アカウント登録をさせてはならない。

3 受講アカウントは、原則、受講者の責任において管理することとし、第三者に譲渡し、又は利用させてはならない。

4 受講者は、パスワードを紛失したときは、総合管理者およびグループ管理者へ速やかに連絡しなければならない。

5 受講に当たって必要な事項については、Udemy business 管理者マニュアル、受講者向け活用ガイド、その他 Udemy 社が提示する条件に定めるとおりとする。

(受講の中止等)

第13条 受講者は、自らの都合により受講を中止または大幅に変更する必要があるときは、センターに対して、中止または変更する内容および理由を記載した書面により、速やかに申し出なければならない。

(報告書の提出)

第14条 受講企業および受講者は、受講が終了したときは、受講を終了した日の翌日から起算して10日を経過する日までに、次の受講報告書を作成し、センターに提出しなければならない。

(1) 一般枠

①法人・個人事業主

「(様式第2-1号)オンライン学習サービス受講報告書 (法人/個人事業主向け)」

②個人

「(様式第2-2号)オンライン学習サービス受講報告書 (個人向け)」

(2) 就職氷河期世代枠

「(様式第2-3号)オンライン学習サービス受講報告書 (就職氷河期世代向け)」

(受講修了証書の発行)

第15条 受講者からの求めに応じて、受講修了証書を発行することとする。

(キャリアアップ支援センターの活用)

第16条 受講者からの求めに応じて、センターが設置するキャリアアップ支援センターのキャリアコンサルタントによる受講科目に関するアドバイスやフォローアップを受けることができることとする。

(効果検証および成果の普及)

第17条 センターは、学習管理システムおよび報告書等の結果について評価を行うとともに、一定期間経過後、受講企業および受講者に対しアンケートやヒアリング、成果の情報提供依頼等を行う場合がある。この場合、受講企業及び受講者は可能な限り協力しなければならない。

2 センターは、前項により把握した事業効果のうち、高い効果があったと認められる案件について、ホームページや冊子等により広く情報提供し、成果の普及に努めるものとする。

(その他)

第18条 本要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、Udemy business 管理者マニュアル、受講者向け活用ガイドその他 Udemy 社が提示する条件によるほか、人材育成部長が別に定めるとおりとする。

令和8年4月20日 制定